

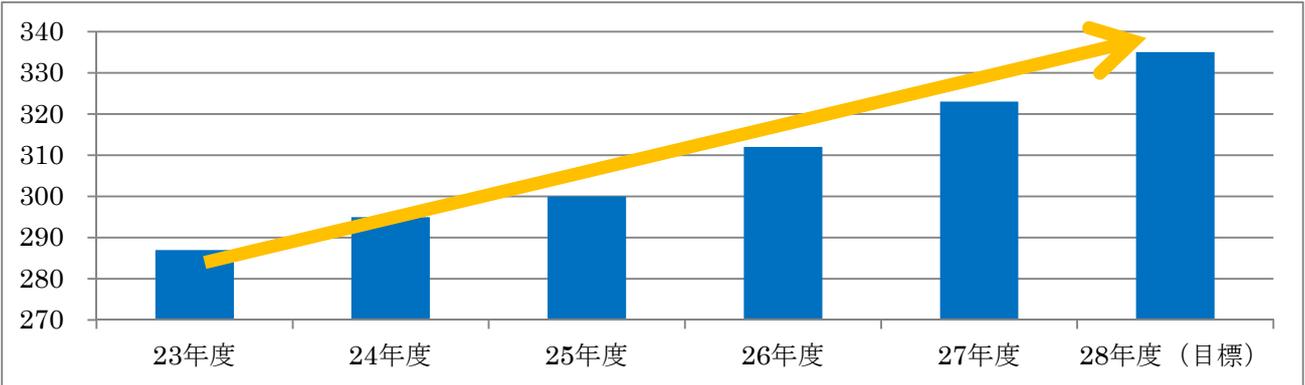
平成 28 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 28-12-2)

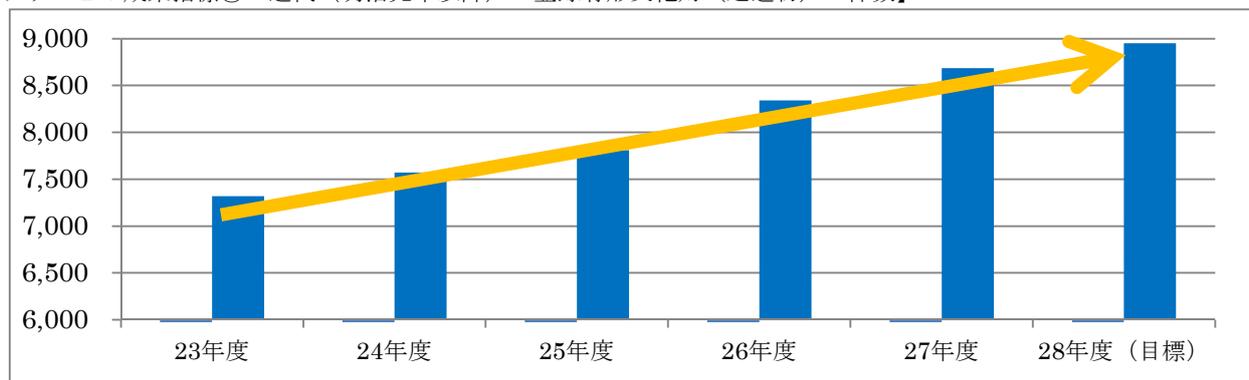
施策名	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

達成目標 1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。						
達成目標 1 の 設定根拠	文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあり、保護を図る必要がある。 とりわけ、建造物の分野については、平成 8 年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めているため、近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の件数を指標として設定した。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数	247 件	287 件	295 件	300 件	312 件	323 件	335 件
	年度ごとの 目標値	285 件	295 件	305 件	315 件	325 件	/
	目標値の 設定根拠	平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 10 件）を前年度の件数に毎年足す。					
②近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数	5,739 件	7,318 件	7,570 件	7,810 件	8,342 件	8,686 件	8,950 件
	年度ごとの 目標値	-	7,570 件	7,915 件	8,260 件	8,950 件	/
	目標値の 設定根拠	平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 345 件）を前年度の件数に毎年足す。					
参考指標	基準値	実績値					目標値
	19 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①重要文化財（建造物）の件数	2,328 件	2,374 件	2,386 件	2,397 件	2,428 件	2,445 件	2,457 件
②登録有形文化財（建造物）の件数	6,824 件	8,834 件	9,124 件	9,423 件	10,084 件	10,516 件	11,124 件
施策・指標に関するグラフ・図等							

【グラフ1：成果指標① 近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数】



【グラフ2：成果指標② 近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数】



出典：文部科学省調べ

達成手段 (事業)		
名称 (開始年度)	平成28年度当初予算額 (平成27年度予算額) 【百万円】	行政事業レビューシート番号
文化財保護共通費 (昭和25年度)	55 (55)	0348
有形文化財 (昭和54年度)	89 (105)	0349
文化財保護対策の検討等 (昭和46年度)	113 (111)	0351
国宝・重要文化財等の保存整備等 (一般会計) (昭和25年度)	18,354 (18,442)	0358
国宝・重要文化財等の保存整備等 (復興特別会計) (平成25年度)	901 (2,259)	0071 (復興庁)
達成手段 (法令改正・税制措置)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
地方税法 (昭和25年度)	国宝・重要文化財である家屋又はその敷地については、固定資産税及び都市計画税は課税されない。	参事官(建造物担当)
地方税法 (平成8年度)	登録有形文化財の家屋に係る固定資産税及び都市計画税は、2分の1に軽減措置される。	参事官(建造物担当)

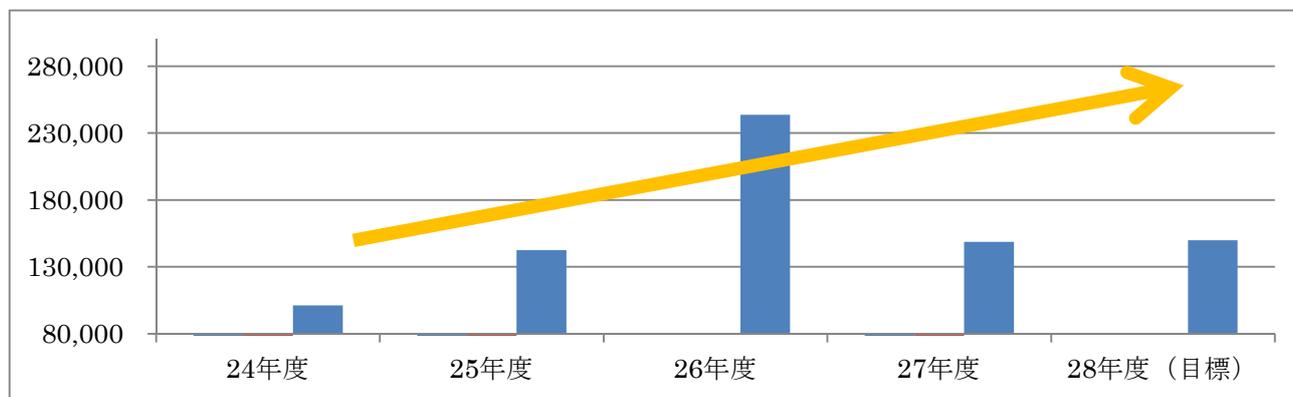
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
登録有形文化財(建造物)事務担当者連絡会 (平成 20 年度)	地方公共団体において登録有形文化財建造物の保護行政に携わる者を対象として、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。	参事官(建造物担当)
登録有形文化財建造物修理関係者等講習会 (平成 22 年度)	登録有形文化財建造物の調査や修理に関わる専門家、技術者及びその指導に当たる地方公共団体の登録有形文化財建造物担当者等に対して、必要な専門的事項について講習を行い、登録有形文化財建造物に係る諸問題に的確に対応できるように担当者等の資質の向上を期し、もって登録制度の普及と円滑な運営を図る。	参事官(建造物担当)
平成 27 年度評価書からの変更点	目標根拠の簡潔化、年度ごとの目標値を記載。	
行政事業レビューとの連携状況	-	

達成目標 2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。						
達成目標 2 の設定根拠	<p>文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」(同法第 1 項)を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの(「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展)について、その来場者数の合計(成果指標①) 文化財に関する情報を、インターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」について、その訪問回数及び情報掲載件数(成果指標②、活動指標④) 地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、その策定地域数(活動指標③)を指標として設定した。 						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数	-	-	101,142 人	142,430 人	243,682 人	148,784 人	150,000 人
	年度ごとの目標値	-	-	112,500 人	125,000 人	137,500 人	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 24 年度の鑑賞機会の 2 倍とすることを目指し、毎年 12,500 人増と設定した。					
②文化遺産オンラインへの訪問回数	755,329 回	1,016,237 回	1,133,002 回	1,323,566 回	1,455,890 回	1,604,616 回	1,555,555 回
	年度ごとの目標値	1,000,000 回	1,111,111 回	1,222,222 回	1,333,333 回	1,444,444 回	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の訪問回数の 2 倍とすることを目指し、毎年 111,111 回増と設定した(文化芸術立国中期プラン(平成 26 年 3 月)において数値目標として明記。)					

活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①「歴史文化基本構想」の策定地域数	—	30 地域	30 地域	35 地域	39 地区	43 地区	65 地区
	年度ごとの目標値	20 地区	29 地区	38 地区	47 地区	56 地区	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、各都道府県に 2 地域程度 (計 100 地域) の策定を目指し、毎年 9 地域増と設定した。					
②文化遺産オンラインでの情報掲載件数	61,684 件	94,029 件	107,020 件	113,585 件	114,907 件	119,892 件	140,000 件
	年度ごとの目標値	90,000 件	100,000 件	110,000 件	120,000 件	130,000 件	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の情報掲載件数の 2 倍とすることを目指し、毎年 10,000 件増と設定した。					

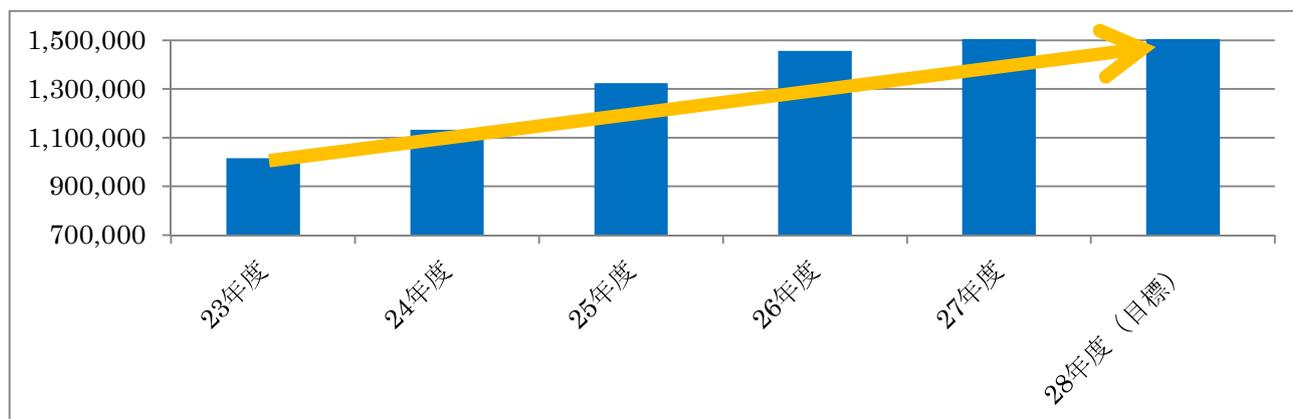
施策・指標に関するグラフ・図等

【グラフ 1：成果指標① 文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数】

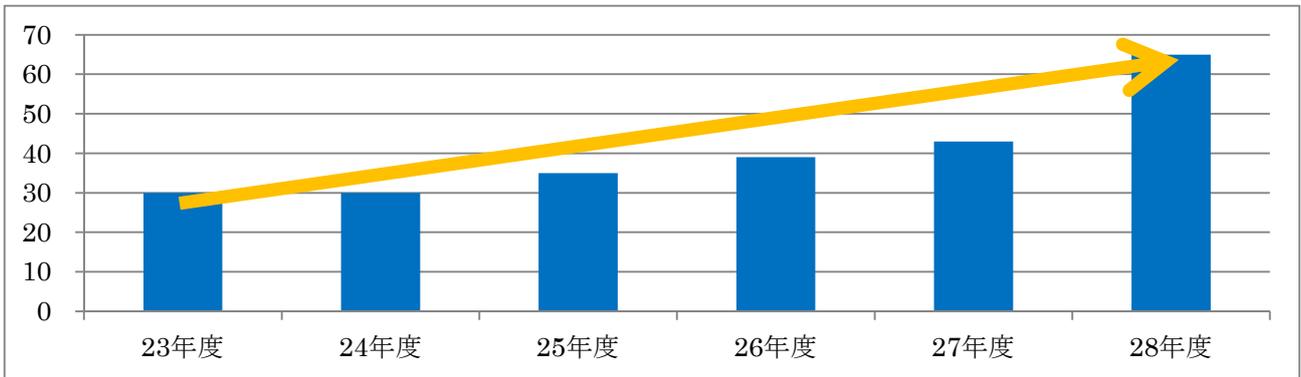


※なお、平成 26 年度の来場者数が突出して高い値を示しているのは、大規模な記念展覧会が行われたことによるものである。その他の年度についても、目標達成に向けて増加傾向を示している。

【グラフ 2：成果指標② 文化遺産オンラインへの訪問回数】



【グラフ3：活動指標① 「歴史文化基本構想」の策定地域数】



出典：文部科学省調べ

達成手段 (事業)		
名称 (開始年度)	平成28年度当初予算額 (平成27年度予算額) 【百万円】	行政事業レビューシート番号
無形文化財 (平成17年度)	30 (30)	0350
美術館・博物館活動の充実 (平成9年度)	19 (19)	0352
鑑賞・体験機会等充実のための事業推進 (昭和47年度)	225 (230)	0353
アイヌ関連施策の推進 (平成9年度)	299 (274)	0354
国宝・重要文化財等の買上げ (昭和25年度)	1,327 (1,370)	0355
模写模造 (昭和28年度)	35 (35)	0356
文化財管理及び保存活用等 (昭和25年度)	707 (688)	0357
史跡等の買上げ (昭和32年度)	10,663 (10,983)	0359
平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上 (昭和38年度)	483 (647)	0360
平城宮跡地整備費 (昭和40年度)	236 (612)	0361
文化財建造物等を活用した地域活性化事業 (平成25年度)	670 (1,155)	0364
文化遺産を活かした地域活性化事業 (平成25年度)	2,160 (2,147)	0366
世界遺産普及活用・推薦のための事業推進 (平成26年度)	81 (85)	0367
伝統文化親子教室事業 (平成26年度)	1,202 (1,200)	0368

日本遺産魅力発信推進事業 (平成 27 年度)	1,275 (815)	0369
地域の核となる美術館・歴史博物館 支援事業 (平成 27 年度)	1,318 (1,313)	0370
歴史活き活き！史跡等総合活用整備 事業 (平成 27 年度)	6,509 (5,973)	0371
地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (平成 27 年度)	525 (593)	0372
国産良質材使用推進・供給地活性化事 業 (平成 27 年度)	10 (10)	0373
国立のアイヌ文化博物館 (仮称) の基 本設計 (平成 27 年度)	199 (36)	0424
被災ミュージアム再興事業 (平成 24 年度)	233 (308)	0072 (復興庁)
独立行政法人国立文化財機構運営費 交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	8,388 (8,441)	0362
独立行政法人国立文化財機構施設整 備に必要な経費 (平成 13 年度)	1,334 (2,758)	0363
達成手段 (独立行政法人の事業)		
名 称 (開始年度)	平成 28 年度当初予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】	事業の概要
独立行政法人国立文化財機構 展覧事業 (平成 13 年度)	8,388 の内数 (8,441 の内数)	文化財機構が所管する四つの博物館が開催する展覧会によ って、広く国民が貴重な国民的財産である文化財に親しむ機 会を提供している。
独立行政法人国立文化財機構 調査研究事業 (平成 13 年度)	8,388 の内数 (8,441 の内数)	文化財の調査・研究成果の国民への公開や地公体への研修・ 助言を行うとともに文化財とその活用に関する国際交流・協 力を積極的に推進する。
達成手段 (法令改正・税制措置)		
名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
地方税法 (平成 20 年度)	公益社団・財団法人が保有する重要無形文化財の公演の用に供する施設 (土 地・家屋) に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税については、 平成 28 年度まで 2 分の 1 に軽減される。	伝統文化課
租税特別措置法 (昭和 45 年度)	国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学 博物館、地方独立行政法人 (博物館相当施設として指定された博物館、美 術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの) に対して重要文化財 (土地を除く) を譲渡した場合の譲渡所得について、 所得税が課されない。	美術学芸課、参 事官 (建造物担 当)
租税特別措置法 (昭和 47 年度)	平成 28 年 12 月 31 日までに、国、地方公共団体、独立行政法人国立文化 財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人 (博物館相当施 設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・ 管理を主たる目的とするもの) に対して重要有形民俗文化財 (土地を除く) を譲渡した場合の譲渡所得について、その 2 分の 1 に相当する金額が控除 される。	伝統文化課

租税特別措置法 (昭和 47 年度)	史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館、地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を主たる目的とするもの)に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円まで特別控除又は損金算入される。	記念物課、参事官(建造物担当)
達成手段 (諸会議・研修等)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
文化財行政講座 (昭和 54 年度)	都道府県・市町村などにおいて文化財行政に携わる、原則として経験年数3年未満の者を対象に、職務の遂行に必要な基礎的な知識と実務上の課題について研修を行い、文化財の保存・活用の一層の推進を図る。	伝統文化課 (美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当))
国宝・重要文化財(美術工芸品)防災・防犯対策研修会(平成 24 年度)	文化財を適切に保存し継承するため、盗難事件等の事例報告や効果的な防災・防犯対策、国庫補助事業の説明などを内容とした研修。	美術学芸課
公開承認施設会議(平成 9 年度)	公開承認施設に対して博物館施設を取り巻く最新の情報提供等を行う会議。	美術学芸課
平成 27 年度評価書 からの変更点	・年度ごとの目標値を設定した。	
行政事業レビューと の連携状況	-	

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		26年度	27年度	28年度	29年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	57,147,745 ほか復興庁一括 計上分 0	57,142,723 ほか復興庁一括 計上分 0	56,104,739 ほか復興庁一括 計上分 0	67,564,281 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	294,341 ほか復興庁一括 計上分 0	489,756 ほか復興庁一括 計上分 0	7,904,055 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	△ 448,021 ほか復興庁一括 計上分 0	250,965 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
合計	56,994,065 ほか復興庁一括 計上分 0	57,883,444 ほか復興庁一括 計上分 0			
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
執行額 【千円】		55,891,867 ほか復興庁一括 計上分 0	56,894,489 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）					
名称	年月日	関係部分抜粋			
文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）	平成23年5月22日閣議決定	第2 文化芸術振興に関する重点施策 1. 五つの重点戦略 重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用			
「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 三つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ4：世界を引き付ける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを生かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ⑤外国人ビジネス客等の積極的な取組、質の高い観光交流 ・我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して十分に伝えるため、ICTの活用を含め、英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等を検討するとともに、文化財の英語での情報発信に対する支援を行う。 ・美術館・博物館の作品、各地域の文化財、自然・文化遺産、さらには、			

		<p>多彩な美しさを持つ日本各地の空撮による風景などを、高解像度画像でデジタルアーカイブ化し、臨場感をもってインターネット上で発信する取組を促進することにより、国内外の旅行者の地域への誘客を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度から、「世界文化遺産活性化事業」により多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画・情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化、誘客を図る。 ・地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーとして表す「日本遺産 (Japan Heritage)」の認定を、2020年までに100件程度行う(本年度は18件を認定)。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する。
経済財政運営と改革の基本方針 2015	平成 27 年 6 月 30 日	<p>第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革</p> <p>(2) 海外の成長市場との連携強化</p> <p>文化の創造・発信等クールジャパン戦略…を図る。</p> <p>2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮</p> <p>(1) 文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組む。</p> <p>(3) 教育再生と文化芸術・スポーツの振興</p> <p>(文化芸術・スポーツの振興)</p> <p>文化芸術立国を目指し、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、文化芸術活動に対する効果的な支援、「日本遺産」など魅力ある日本文化の発信…文化財の保存・活用・継承等に取り組む。</p> <p>3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化</p> <p>2020年(平成32年)までに国立のアイヌ文化博物館(仮称)を開設するなど「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。</p>
東日本大震災からの復興基本方針	平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部 決定	<p>5 復興施策</p> <p>(1) 災害に強い地域づくり</p> <p>②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員</p> <p>(iv) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。</p> <p>(2) 地域における暮らしの再生</p> <p>⑤文化・スポーツの振興</p> <p>(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。</p>

主管課 (課長名)	文化庁文化財部 伝統文化課 (大谷 圭介)
関係課 (課長名)	文化庁文化財部 美術学芸課 (萬谷 宏之) 文化庁文化財部 記念物課 (大西 啓介) 文化庁文化財部 参事官 (建造物担当) (熊本 達哉)

評価実施予定時期	平成 31 年度
----------	----------